

販売開始時刻以前の卸売承認要領

販売開始時刻以前の卸売（以下「先取り」という。）については、函館市水産物地方卸売市場条例施行規則（以下「規則」という。）第46条および第47条の規定のほか、この要領に定めるところによるものとする。

1 承認の範囲および販売数量

(1) 規則第47条第1項第1号に該当する場合（緊急に出港する船舶に物品を供給する場合）は、当日上揚予定の同一品目ごとの数量の10%を限度とする。

(2) 規則第46条第1項第2号に該当する場合（転送の場合）は、承認を受けた数量とする。

(3) 規則第46条第1項第3号に該当する場合（予約相対取引の場合）は、その契約に基づき確保した数量とする。

(4) 先取りによる卸売ができる数量は、上記(1)～(3)に掲げる場合を除き同一品目の全入荷数量の20%を限度とする。

2 販売価格

先取りによる物品の販売価格は、当日市場において販売した同一品目の最高卸売価格の基準として定める。

3 承認申請書

卸売業者は、規則第46条第1項に規定する先取りの承認を受けようとするときは、販売開始時刻以前の卸売承認申請書に仲卸業者または買受人から納入物品の品名、数量、納入時刻および契約期間等を記入した契約書または注文書等の写しを徴し、これを添付し、卸売をしようとする日の前日の午後3時までに市長に提出しなければならない。ただし、前日が土曜日にあたる場合には、正午までとする。

4 販売時間および搬出

(1) 販売時間は、開場時からとする。

(2) 買受物品の搬出は、販売開始時刻15分前までに完了しなければならない。

5 届出事項

- (1) 卸売業者は、先取りによる卸売をしようとするときは、監督責任者を定め、あらかじめ市長に届けなければならない。監督責任者を変更したときも同様とする。
- (2) 卸売業者は、先取りの承認に係る卸売を完了したときは、当日の午後3時（土曜日は、正午）までに販売開始時刻以前の卸売販売届出書を市長に提出しなければならない。

6 販売方法

- (1) 販売担当者は、あらかじめ承認を受けた先取り物品については、入荷数量を確認し、仲卸業者または買受人に対して割当数量を確定しなければならない。
- (2) 卸売業者は、先取り物品に「予約相対承認済証」および「先」の表示をしなければならない。
- (3) 仲卸業者または買受人は、当該表示を次に掲げる場合までこれを除去してはならない。
 - ア 仲卸業者については、自己の店舗へ陳列するまで
 - イ 買受人については、市場敷地外へ搬出するまで
- (4) 販売担当者は、先取りの承認に係る卸売をしたときは、直ちに当該販売原票に所定の事項を記入のうえ「予」「先」印をもって明示しなければならない。

附 則

- 1 この要領は、昭和61年4月1日から施行する。
- 2 販売開始時刻以前の卸売要領（昭和54年5月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年6月21日から施行する。